

3 認定こども園（保育園部分【2・3号認定】）

※ 地域型保育事業を含む

歳児		0～2歳児	3～5歳児
①	保育料	市民税非課税世帯と 世帯内第2子以降は無料	無料
②	給食材料費	保育料の一部として園に支払い い	認定こども園に支払い ※ ただし、下記②(1)の対象者は 副食材料費の支払免除
③	無償化のための手続き	不要	

① 保育料について

0～2歳児：市民税非課税世帯の保育短時間・保育標準時間の保育料が令和元年10月から無料
世帯内第2子以降の保育短時間・保育標準時間の保育料が令和7年4月から無料

※ 保育料の算定に用いる子どもの人数のカウント方法はこれまでと変わりありません。

3～5歳児：保育短時間・保育標準時間の方全員の保育料が無料

※ 時間外保育の利用料については、全ての歳児において、無償化に係る給付の対象外(有償)です。

② 給食材料費について

0～2歳児：保育料の一部として認定こども園に支払い
(保育料が無料の場合は給食材料費も無料)

3～5歳児：認定こども園に支払い

※ ただし、下記(1)の対象者は、給食材料費のうち副食材料費(おかず等の材料費)の支払免除

※ 各園にお支払いいただく金額は、実際に給食の提供に要した材料費を勘案して、各園が定めます。
各園の給食材料費の金額は、各園に御確認ください。

※ 主食(御飯・パン・麺類等)については、現物持参の園もあります。

<3～5歳児の副食材料費の支払免除制度>

(1) 対象者

- ・ 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が57,700円未満。ひとり親世帯等においては77,101円未満)の世帯
- ・ 同時入所の3人目以降
- ・ 年収640万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が169,000円未満。)の世帯のうち、子どもが同一世帯に3人以上いる場合の3人目以降

※ 免除対象者には、園を通じて京都市からお知らせを送付します。

(2) 免除方法

給食材料費のうち、副食材料費の園への支払いが免除されます。

③ 無償化のための手続きについて

無償化のための手続きは必要ありません。

